

令和 年 月 日

(合併法人)	(被合併法人)
〒	〒
住 所	住 所
氏名または名称	氏名または名称
代表者氏名	代表者氏名
担当者名	担当者名
連絡先(電話)	連絡先(電話)
連絡先(メール)	連絡先(メール)

運輸局長 殿

内航貨客定期航路事業 承継申請書

下記のとおり内航貨客定期航路事業の地位の承継をしたので、海上運送法第20条第2項において準用する第19条の12及び同法施行規則第21条の5条第1項において準用する第20条の7の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 承継の事由

合併

2. 当事者の住所、名称及び代表者の氏名

【合併法人】	【被合併法人】
住 所	住 所
氏名または名称	氏名または名称
代表者氏名	代表者氏名

3. 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の住所、名称及び代表者の氏名

住 所
氏 名 又 は 名 称
代 表 者 氏 名

4. 役員の氏名

代表取締役
取締役
取締役
取締役
監査役

5. 密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

別紙1のとおり

6. 合併に係る内航貨客定期航路事業の概要

別紙2のとおり

7. 合併の方法及び条件

8. 合併の年月日

9. 合併を必要とした理由

(分割法人)	(分割承継法人)
住所	住所
氏名または名称	氏名または名称
代表者氏名	代表者氏名
担当者名	担当者名
連絡先(電話)	連絡先(電話)
連絡先(メール)	連絡先(メール)

内航貨客定期航路事業 承継申請書

記

分割

【分割法人】

【分割承継法人】

住所

住所

氏名または名称

氏名または名称

代表者氏名

代表者氏名

住所

氏名又は名称

代表者氏名

代表取締役

取締役

取締役

取締役

監査役

別紙1のとおり

別紙2のとおり

7. 分割の方法及び条件

8. 分割の年月日

9. 分割を必要とした理由

密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

【親会社等】

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

【子会社等】

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

【グループ内別会社等】

住 所 : _____

氏名又は名称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

内航貨客定期航路事業の概要

1. 登録番号

2. 航路の起点、寄港地、終点及びそれら相互間の距離

(別添航路図のとおり)

3. 事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号
別紙のとおり

4. 事業の用に供する係留施設、水域施設(泊地等をいう。)、陸上施設(乗降施設等をいう。)その他の輸送施設(使用船舶を除く。)の名称及び位置

①係留施設 位置は町名まででも可(但し、地図等に所在地を示して下さい)

名	称 :	_____
位	置 :	_____

名	称 :	_____
位	置 :	_____

②水域施設(泊地等) 位置は町名まででも可(但し、地図等に所在地を示して下さい)

名	称 :	_____
位	置 :	_____

名	称 :	_____
位	置 :	_____

③陸上施設その他の輸送施設(使用船舶を除く。) 位置は町名まででも可(但し、地図等に所在地を示して下さい)

名	称 :	_____
位	置 :	_____

名	称 :	_____
位	置 :	_____

5. 使用船舶の明細

別添「使用船舶明細書(第1号様式)」のとおり

6. 運航日程及び運航時刻

運航日程

運航時刻

7. 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする場合、運送の需要者の住所及び氏名並びに運送しようとする人の範囲

需 要 者 の 住 所

需要者の氏名又は名称

運 送 す る 人 の 範 囲

事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

船名				
総トン数				
船舶番号又はこれに代わる番号				
共同所有の有無				

使 用 船 舶 明 細 書

船 名				
船 舶 の 種 類				
船 質				
進 水 年 月				
船 舶 所 有 者				
総 ト ン 数				
貨 物 積 載 容 積				
自動車航走に係る自動車積載面積				
旅 客 定 員				
主 機 の 種 類				
連 続 最 大 出 力				
航 海 速 力				

- (注) 1 予備船の船名は、括弧書きすること。
- 2 自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則(昭和四十五年運輸省令第七号)別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで、3AAから3ZZまで、4、40から49まで、400から499まで、40Aから49Zまで、4A0から4Z9まで、4AAから4ZZまで、5、50から59まで、500から599まで、50Aから59Zまで、5A0から5Z9まで、5AAから5ZZまで、6、60から69まで、600から699まで、60Aから69Zまで、6A0から6Z9まで、6AAから6ZZまで、7、70から79まで、700から799まで、70Aから79Zまで、7A0から7Z9まで及び7AAから7ZZまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。

運輸局長 殿

誓 約 書

海上運送法施行規則第21条第1項第5号及び第8号に規定する内航貨客定期航路事業の用に供する施設に関する事項を記載した、係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設について、使用権原を有することを誓約致します。

年 月 日

住 所 : _____

名 称 : _____

代 表 者 氏 名 : _____

運輸局長 殿

誓 約 書

- ・ 海上運送法第19条の9(登録の拒否)各号の規定に該当しません。

【該当する項目にチェックを入れてください。】

☐ 旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等は以下のとおり。

- ・ 親 会 社 等 : _____
- ・ 子 会 社 等 : _____
- ・ グループ内別会社等 : _____

☐ 旅客船事業を営んでいる親会社等、子会社等、グループ内別会社等はありません。

〈上記文言の補足〉

- 旅客船事業
一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、対外旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業のことをさす
- 親会社等
- 一 申請者(株式会社である場合)の議決権の過半数を所有している者
 - 二 申請者(持分会社である場合)の資本金の二分の一を超える額を出資している者
 - 三 申請者の事業の方針の決定に関して、前二号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者
- 子会社等
- 一 申請者がその議決権の過半数を所有している株式会社
 - 二 申請者がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
 - 三 事業の方針の決定に関して、申請者の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認める者
- グループ内別会社等
- 一 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社
 - 二 親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社
 - 三 事業の方針の決定に関して、親会社等の支配力が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者

上記、相違ないことを誓約致します。

年 月 日

住 所 : _____
名 称 : _____
代 表 者 氏 名 : _____

運輸局長 殿

誓 約 書

- ・ 海上運送法第19条の9(登録の拒否)各号の規定に該当しません。
- ・ 旅客船事業を営んでいる他の会社の役員として、現在就任中もしくは過去5年以内の就任有無

住所	氏名	有無	有の場合	
			会社名	事業の種別

〈上記文言の補足〉

旅客船事業
一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、貨客定期航路事業、旅客不定期航路事業又は一般不定期航路事業のことをさす

上記、相違ないことを誓約致します。

年 月 日

添付書類一覧

●承継(合併(分割))申請書

添付書類	チェック欄
○ 承継申請書	
○ 【別紙1】密接関係法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名	
○ 【別紙2】内航貨客定期航路事業の概要	
・ 航路図	
・ 事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号	
・ 係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設の使用権原を有している旨の誓約書	
・ 係留施設、水域施設、陸上施設その他の輸送施設の位置図	
・ 使用船舶明細書(第1号様式)	
・ よう船の場合、契約書又はそれに代わる書類	
・ 船舶検査証書(写し)	
・ 船舶検査手帳(写し)	
・ 船客傷害賠償責任保険証券(写し)又は保険契約を締結する計画	
※船舶国籍証書、小型船舶登録事項通知書又は漁船登録証(写し)の提出が必要な場合があります。	
・ 特定の者の需要に応じ、特定の範囲の事業を営もうとする場合は、当該運送に係る契約書(写し)又は契約の申込みがあった旨を証するに足りる書類	
○ 合併(分割)契約書(新設分割の場合にあっては、分割計画書)(写し)	
○ 合併(分割)比率説明書	
○ 合併(分割)後に当該事業を承継する法人が現に当該事業を営んでいない場合には、定款及び登記事項証明書	
○ 合併(分割)に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併(分割)に関する意思の決定を証するに足りる書類	
○ 登録拒否要件のいずれにも該当しないことを誓約する書面(法人・個人)	